

公立大学法人秋田県立大学子育て支援等行動計画 (第4期計画)

令和2年3月19日
総務本部

1. はじめに

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境整備を図るための「次世代育成支援対策推進法」の趣旨に基づき、公立大学法人秋田県立大学は「子育て支援等行動計画」を策定し、職員が安心して働き続けることのできる雇用環境を目指します。

また、職員にその内容を周知するとともに、職員がこの行動計画を積極的に推進することにより、仕事と家庭の両立が一層図られる職場環境の整備を進めます。

2. 計画期間等

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

3. 目標と対策

(1) 子育てを行う職員の仕事と家庭の両立を支援するための雇用環境の整備

妊娠及び出産に伴って職員が利用できる子育て支援制度の活用を勧めるため、積極的に支援制度の情報を提供するとともに、制度の充実を図ります。

【具体的目標値】

- ・女性の育児休業取得率 90%以上
- ・男性の育児休業取得 2人以上

【対策】

1) (令和2年4月1日～)パンフレット等を作成し、職員へ各種制度の活用を促す

1 女性職員の休暇取得の促進

- ① 妊娠中に利用できる支援制度
 - ・つわりのための休暇
 - ・保健指導、健康診査を受けるための休暇
 - ・休息、補食のための休暇
 - ・産前休暇
 - ・時間外勤務、休日勤務及び深夜勤務の禁止

② 出産後に利用できる支援制度

- ・産後休暇
- ・保健指導、健康診査を受けるための休暇
- ・子の看護のための休暇（中学校就学前の子を看護する職員）
- ・時間外勤務の制限（小学校就学前の子を養育する職員）
- ・時間外勤務の免除（3歳に満たない子を養育する職員）
- ・深夜勤務の制限（出産後1年以内の職員又は小学校就学前の子を養育する職員）
- ・育児休業（子が満3歳に達するまで）
- ・育児部分休業（子が満3歳に達するまで）

2 男性職員の休暇取得の促進

① 配偶者が妊娠中に利用できる支援制度

- ・配偶者の出産のための休暇
- ・子どもの養育のための休暇（配偶者が産前休暇中に小学校就学前の子を養育する職員）

② 配偶者が出産後に利用できる支援制度

- ・子どもの養育のための休暇（配偶者が産後休暇中に小学校就学前の子を養育する職員）
- ・子の看護のための休暇（中学校就学前の子を看護する職員）
- ・時間外勤務の制限（小学校就学前の子を養育する職員）
- ・時間外勤務の免除（3歳に満たない子を養育する職員）
- ・深夜勤務の制限（小学校就学前の子を養育する職員）
- ・育児休業（子が満3歳に達するまで）
- ・育児部分休業（子が満3歳に達するまで）

2) (令和2年4月1日～) 育児休業の取得、職場復帰がしやすい環境の整備

- ・代替職員の確保及び必要に応じて業務の配分等の見直しを行います。
- ・円滑な職場復帰ができるように、休業期間中の研究活動に伴う出張や研究資材等の購入が行える措置を継続するとともに、休業期間中の業務内容等について随時情報提供します。

3) (令和3年4月1日～) 職員へのアンケート調査を実施し、現行制度の問題点の洗い出しを行う

4) (令和3年4月1日～) 管理職を対象とした研修を実施する

(2) 働きやすい職場環境の整備

時間外勤務の縮減や職員個人のニーズにあった年次休暇の取得など、働きやすい職場環境を整備します。

【具体的目標値】

- ・「定時の日（ノー残業デー）」の徹底と延べ人数及び総時間の縮減（毎年度2%以上）※事務系職員に限る。
- ・各個人の年次有給休暇の取得率を30%とする。

【対策】

- 1) (令和2年4月1日～) 残業する場合の事前申告制度と「定時の日」制度の徹底
 - ①時間外労働は、例外的な場合に行われるものであるという認識を徹底し、時間外勤務をする場合は事前命令を徹底し、帰宅しやすい職場環境を整えます。
 - ②毎週水曜日を「定時の日」と定めて、特別な事情がない限り定時に帰宅することとなっていますが、さらにこれを徹底します。
- 2) (令和2年4月1日～) 年次有給休暇の取得状況の把握

(3) その他次世代育成支援対策に関する事項

子どもの体験活動等の支援を積極的に実施します。

- 1) 子どもの多様な体験活動等の機会を図るための取組
大学が行う ①夏休み科学教室「創造学習」 ②農業体験などのイベント等の開催
や ③野球場等の運動施設の開放などを通じ、地域における子どもの健全育成を支援します。

(4) 相談等窓口の設置

各キャンパスの総務担当チームに女性労働者の健康確保等について、制度周知や情報提供を行う相談窓口を設置します。